



令和3年8月26日

鳥取労働局長
石田 聰 殿

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡

印

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和3年8月26日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月10日付けの鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。